

オーストラリアの 2011 年自律的制裁法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 内海 和美

目 次

はじめに

I 2011 年自律的制裁法の制定及び改正の経緯

- 1 現在のオーストラリアの制裁法
- 2 自律的制裁法の制定
- 3 自律的制裁法の改正

II 2021 年改正後の自律的制裁法の概要

- 1 構成
- 2 概要

III 自律的制裁法の適用

- 1 オーストラリアの制裁措置
- 2 ウクライナ侵攻後に実施されたロシア関連の制裁措置

おわりに

翻訳：2011 年自律的制裁法

2011 年自律的制裁規則（抄）

キーワード：国別制裁、テーマ別制裁、マグニツキー法、ロシアのウクライナ侵攻

要 旨

2011年3月、オーストラリアにおいて、国際連合安全保障理事会決議を根拠とせず、自国の独自判断に基づき他国等に対して制裁を科すための法律（2011年自律的制裁法）が制定された。

その後、「マグニツキー事件」を契機として、アメリカ（2012年、2016年）、カナダ（2017年）等で、制裁の地理的範囲を限定せず、人権侵害という「テーマ」による制裁を可能とする法律を制定する動きが広まった。オーストラリアはこのような動きを受け、2021年12月、2011年自律的制裁法の改正を行い、これまでの国別制裁に加え、6つのテーマ別（大量破壊兵器の拡散、国際的平和と安全への脅威、悪意あるサイバー活動、深刻な人権侵害、深刻な腐敗行為、国際人道法違反）制裁の枠組みを新たに追加した。

はじめに

欧米諸国では、マグニツキー事件⁽¹⁾を契機として、外国で発生した人権侵害行為の責任者や関与者に対して入国規制や資産凍結等の制裁を科す法律（いわゆる「マグニツキー法」）を制定する動きが見られた⁽²⁾。このような動きに対し、オーストラリアでは、特定の国・地域を指定して制裁を科す、2011年に制定された既存の法律（「2011年自律的制裁法」。後述）を改正することにより、これまでの国別制裁に加え、発生した国・地域を限定しない、人権侵害等の「テーマ」別制裁の枠組みを導入した。

本稿は、「2011年自律的制裁法」の制定から2021年の改正に至る経緯及び同法の概要を解説するとともに、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻に対するオーストラリアの対応についても触れる。あわせて、同法の全訳を行う。また、同法を詳しく理解する上で不可欠な「2011年自律的制裁規則」第6A条（後述I 3（3）及びII 2（1））の翻訳を付す。

なお、本稿は、「2011年自律的制裁法」を主に扱うが、同法を解説する上で必要な範囲で「2011年自律的制裁規則」も扱うこととする。

I 2011年自律的制裁法の制定及び改正の経緯

1 現在のオーストラリアの制裁法

オーストラリア政府は、制裁（sanctions）を、「国際的に懸念のある状況において科される武力行使を伴わない措置」と定義している⁽³⁾。現在、同国が他国等に対して科すことのできる

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年11月18日である。

(1) ロシアの税務専門家であったマグニツキー（Sergei Magnitsky）氏が、2008年にロシア政府高官が関与した汚職を告発した後に拘禁され、翌年死亡した事件。I 3（1）参照。

(2) 詳しくは、越田崇夫「諸外国の人権侵害制裁法」『レファレンス』858号、2022.6、pp.31-60。<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12299753_po_085802.pdf?contentNo=1>参照。

(3) “What are sanctions?” Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade website <<https://www.dfat.gov.au/international-relations/what-you-need-know-0>> 制裁の定義について、一般に「制裁」と呼ばれる措置には、国際法上

制裁には、①国際連合（以下「国連」）憲章第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」の規定の下に、国連安全保障理事会（以下「安保理」）が行う決議に基づき、国連加盟国により制裁対象国に実施される非軍事的強制措置、及び②自国の判断に基づき、他国等に対して実施される独自の制裁の二種類がある。それぞれの制裁を実施するための法的根拠は、①が「1945年国連憲章法」⁽⁴⁾（1945年法律第32号）及びその関連規則であり⁽⁵⁾、②が「2011年自律的制裁法」⁽⁶⁾（2011年法律第38号。以下「自律的制裁法」）及び「2011年自律的制裁規則」⁽⁷⁾（以下「制裁規則」）である⁽⁸⁾。

本章では、自律的制裁法制定前に遡り、同法制定及び改正の経緯並びに改正内容を概観する。

2 自律的制裁法の制定

オーストラリアは、自律的制裁法制定以前にも、外交政策の一環として独自制裁を行ってきた。例えば、国連は、2006年10月9日に北朝鮮が行った核実験に対し、北朝鮮に経済制裁を科す安保理決議⁽⁹⁾を採択しており、オーストラリアはこれを補完し、強化する目的で、特定サービス（武器や関連物資の製造・供給等に係るサービス等）の輸出禁止やオーストラリアへの入国禁止等の制裁を北朝鮮に科した。このような独自制裁は、「1901年関税法」⁽¹⁰⁾、「1958年関税（輸出禁止）規則」⁽¹¹⁾、「1958年移民法」⁽¹²⁾、「1994年移民規則」⁽¹³⁾といった、本来制裁目的

の確たる定義はないが、ある国等の経済的な力などによる非軍事的な強制措置であり、外交政策上のツールとして用いられることがあるとされる。上原有紀子「国際法の観点から見た人権と制裁をめぐる議論—国連総会での一方的強制措置等に関する議論を中心に—」『レファレンス』855号, 2022.3, pp.61-62. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12186746_po_085503.pdf?contentNo=1> 国連ウェブサイトでは、国際連合憲章第7章第41条の下に採択された、武力行使を伴わない、幅広い選択肢を持つ強制措置を「制裁」としている。“Sanctions.” United Nations website <<https://www.un.org/securitycouncil/sanctions/information>> なお、自律的制裁の「自律的」とは、国連安保理の決定を実施するために、国連憲章に基づき国連加盟国に義務的に適用される制裁と区別して使われる。Parliament of the Commonwealth of Australia Senate, “Explanatory memorandum: Autonomous Sanctions Amendment (Thematic Sanctions) Bill 2021,” p.1. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/s1326_ems_2247203f-523a-4b5a-9cb0-e085c56799f6/upload_pdf/JC004234em.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(4) Charter of the United Nations Act 1945, No.32, 1945. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00518>>.

(5) 条約が各国で国内法としての効力を持ち適用されるためには、各国の憲法の規定又は憲法的慣行の定める手続を経て処理される必要がある。処理の仕方は、大別して変型方式及び受容方式の二つがある。オーストラリアは前者に属し、締結した条約が国内法上の効力を有するためには、基本的に国内法に変型することが求められる。上原有紀子「日米英における条約の国内実施—議会の役割と国内法秩序の在り方—」『レファレンス』840号, 2021.1, p.82. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11623236_po_084005.pdf?contentNo=1>

(6) Autonomous Sanctions Act 2011, No.38, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00581>>; 内海和美「【オーストラリア】2011年自律的制裁法の改正」『外国の立法』No.291-2, 2022.5, pp.24-25. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12251716_po_02910212.pdf?contentNo=1>

(7) Autonomous Sanctions Regulations 2011, Select Legislative Instrument No.247, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00269>> 2011年12月14日登録、翌15日施行。「登録」については、後掲注(27)参照。

(8) オーストラリアが行っている個別の制裁措置（国連安保理決議に基づく制裁、自律的制裁の両方を含む。）及び法的根拠については、次のオーストラリア外務貿易省ウェブサイトを参照。“Sanctions regimes.” Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade website <<https://www.dfat.gov.au/international-relations/security/sanctions/sanctions-regimes>>

(9) United Nations Security Council, “Resolution 1718 (2006),” S/RES/1718 (2006), 14 October 2006. <<https://www.mofa.go.jp/policy/un/resolution1718.pdf>>

(10) Customs Act 1901, No.6, 1901. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022C00061>>

(11) Customs (Prohibited Exports) Regulations 1958, Statutory Rules No.5, 1958. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00836>>

(12) Migration Act 1958, No.62, 1958. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00357>>

(13) Migration Regulations 1994, Statutory Rules No.268, 1994. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C01057>>

外で制定された既存の法令を根拠として実施されたものであった。

2000年代後半からのイランの核開発問題による国際社会の緊張の高まりを受け、オーストラリア国内では、実施可能な独自制裁の範囲を、既存の制度で達成可能な範囲を超えてより柔軟に決定できるようにすることで、制裁体制の強化を図ることが急務であると考えられるようになった⁽¹⁴⁾。

このような動きを受け、2010年5月26日、2010年自律的制裁法案が連邦議会下院に提出されたが、連邦議会総選挙（2010年8月21日実施）のため、同年7月19日に廃案となった。同法案は、総選挙後の9月30日、修正なしで再度下院に提出され、その後10月27日に下院を通過し、2011年3月11日に上院を通過した。同年3月26日、総督（Governor-General）の裁可（assent）⁽¹⁵⁾を得、自律的制裁法が制定された（翌27日施行）。同法は、自律的制裁の対象を、外国政府機関、同職員、オーストラリア国外の個人又は団体による、オーストラリア国外における行為とした（同法第4条）。

なお自律的制裁法には、具体的制裁措置は盛り込まれてはいない。個別の制裁措置は、同法に基づき制定された制裁規則に基づき実施される。これは、改正に議会の審議・採決を要する法律よりも、流動的で急速に変化する国際情勢に迅速に対応するために必要な柔軟性を確保することを目的としている⁽¹⁶⁾。

3 自律的制裁法の改正

(1) 「グローバル・マグニツキー法」制定の動き

ロシアの税務専門家であったマグニツキー（Sergei Magnitsky）氏が、2008年にロシア政府高官が関与した汚職を告発した後に拘禁され、その後拘禁を解かれずに2009年に死亡した事件（マグニツキー事件）を受け、2012年、アメリカでいわゆる「マグニツキー法」⁽¹⁷⁾が制定された。同法は、対象国をロシアに限定し、同国で人権侵害を行った者に対し、制裁（資産凍結やアメリカへの入国禁止）を科すものである。2016年には、同法の適用範囲を拡大し、対象国を限定せず、人権侵害を行った外国者（個人・団体）に入国制限等の制裁を科す「グローバル・マグニツキー人権責任法」⁽¹⁸⁾が制定された。

このような、地理的範囲を限定せずに人権侵害に対して制裁を科す法律は、アメリカ以外にもカナダ（2017年）、イギリス（2018年）、EU（2020年）において制定された⁽¹⁹⁾。

(14) Parliament of Australia Department of Parliamentary Services, “Bills Digest no.111, 2010-11: Autonomous Sanctions Bill 2010,” 10 May 2011, p.7. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/billsdgs/754765/upload_binary/754765.pdf;fileType=application/pdf>

(15) オーストラリア連邦の立法権は、女王と上下両議院の三者で構成される連邦議会に付与される。両議院を通過した法律案は、女王の裁可を得て法律となる。実際には、総督が「女王の名において」裁可を行う。山田邦夫「オーストラリアの議会制度」『レファレンス』799号, 2017.8, pp.4, 6, 25. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10856646_po_079901.pdf?contentNo=1>

(16) Parliament of Australia Department of Parliamentary Services, *op.cit.*(14), pp.6-7.

(17) 「セルゲイ・マグニツキー「法の支配」責任法」(Sergei Magnitsky Rule of Law Accountability Act of 2012, P.L.112-208 <<https://www.congress.gov/112/plaws/publ208/PLAW-112publ208.pdf>>)。詳しくは、越田 前掲注(2), pp.34-35 参照。

(18) The Global Magnitsky Human Rights Accountability Act, P.L.114-328 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2017, P.L.114-328, Division A, Title XII, Subtitle F) <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ328/PLAW-114publ328.pdf>>

(19) 名称はそれぞれ、カナダ「腐敗した外国公務員の被害者のための正義に関する法律（セルゲイ・マグニツキー法）」、イギリス「2018年制裁及びマネーロンダリング対策法」、EU「深刻な人権侵害行為に対する制限的措置に関する理事会規則」である。詳しくは、越田 前掲注(2), pp.35-36 参照。

オーストラリアでは、2020年12月7日、連邦議会外務・防衛・通商両院合同常任委員会が、報告書「犯罪、腐敗、刑事免責：オーストラリアはグローバル・マグニツキー運動に参加すべきか？」⁽²⁰⁾を議会に提出した。同報告書では、合計33の勧告が行われているが、その「勧告1」の中で、連邦政府に対し、アメリカの「マグニツキー法」のような人権侵害や腐敗行為に対処するための単独の制裁法の制定が勧告された⁽²¹⁾。

2021年8月5日、連邦政府は勧告への回答⁽²²⁾を公表した。その中で同政府は、勧告に示された、単独の人権侵害制裁法を新たに制定するのではなく、既存の自律的制裁の枠組み、具体的には、国別制裁を規定する自律的制裁法及び制裁規則を改正することにより、深刻な人権侵害や腐敗行為等の特定問題を標的にしたテーマ別制裁を追加することを表明した⁽²³⁾。

(2) 自律的制裁法及び制裁規則の改正

2021年11月24日、自律的制裁法を改正するための法律案が連邦議会上院に提出され、12月1日上院を通過し、翌2日、下院を通過した。同年12月7日、「2021年自律的制裁改正（マグニツキー型及び他のテーマ別制裁）法」⁽²⁴⁾（2021年法律第128号。以下「改正法」）が裁可された（翌8日施行）⁽²⁵⁾。さらに、制裁規則を改正するため、同月、「2021年自律的制裁改正（マグニツキー型及び他のテーマ別制裁）規則」⁽²⁶⁾（以下「改正規則」）が制定された（2021年12月20日登録⁽²⁷⁾、翌21日施行）。

(3) 主な改正内容

テーマ別制裁の追加に伴い、自律的制裁法及び制裁規則に対し、関連条項の追加等が行われた。

具体的には、改正法により自律的制裁法第3条及び第10条に修正が加えられ、①法律の目的に国別制裁及びテーマ別制裁を追加（第3条第2項、第3項）し、②テーマ別制裁を科すための手続の追加（第10条第4項～第6項）を行った（表1）。

(20) House of Representatives, Joint Standing Committee on Foreign Affairs, Defence and Trade, “Criminality, corruption and impunity: Should Australia join the Global Magnitsky movement?,” 2020.12. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/publications/tables/papers/9d3241c0-0583-4629-b127-ee3abfc8b8e7/upload_pdf/JSCFADT_Criminality,%20corruption%20and%20impunity_Report%20December%202020.pdf;fileType=application%2Fpdf#search=%22publications/tables/papers/9d3241c0-0583-4629-b127-ee3abfc8b8e7%22>

(21) “List of recommendations,” *ibid.*, p.xxi.

(22) Australian Government, “Australian Government response to the Joint Standing Committee on Foreign Affairs, Defence and Trade Human Rights Sub-Committee report: Criminality, corruption and impunity: Should Australia join the Global Magnitsky movement?” 2021.8.5. <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Joint/Foreign_Affairs_Defence_and_Trade/MagnitskyAct/Government_Response>

(23) *ibid.*, p.4.

(24) Autonomous Sanctions Amendment (Magnitsky-style and Other Thematic Sanctions) Act 2021, No.128, 2021. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021A00128>>

(25) Autonomous Sanctions Amendment (Magnitsky-style and Other Thematic Sanctions) Bill 2021. <https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=s1326>

(26) Autonomous Sanctions Amendment (Magnitsky-style and Other Thematic Sanctions) Regulations 2021, F2021L01855. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2021L01855>>

(27) 連邦政府の制定する委任立法は、Federal Register of Legislation <<https://www.legislation.gov.au/>> への登録が義務付けられており、登録されることにより法的強制力を持つことになる（Legislation Act 2003, No.139, 2003, section 15K <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00084>>）。

表1 自律的制裁法の主な修正箇所

	改正前	改正後
第3条	法の目的（自律的制裁の執行、自律的制裁の運用に関する情報の収集・提供・利用の促進）を規定	改正前の条文を第1項とし、第2項（国別制裁）及び第3項（テーマ別制裁の6つの類型：a. 大量破壊兵器の拡散、b. 国際的平和・安全への脅威、c. 悪意あるサイバー活動、d. 深刻な人権侵害、e. 深刻な腐敗行為、f. 国際人道法違反）を追加
第10条	第1項～第3項：規則に定めることができる制裁措置の内容等を規定	第4項～第6項を追加し、テーマ別制裁を科す委任立法を制定する前に、外務大臣と法務総裁等との協議を要することを規定

（出典）2011年自律的制裁法を基に筆者作成。

改正前の自律的制裁法は、国別制裁を規定するものであったが、法文中に「国別制裁（Country-specific sanctions）」の文言は用いられていなかった。改正法によって第3条に新たに「テーマ別制裁（Thematic sanctions）」を導入するに当たり、「国別制裁」を同条に追加し、オーストラリアの自律的制裁の枠組みが、「国別制裁」と「テーマ別制裁」の2類型であることを明確にした。

また、テーマ別制裁の導入に伴い、改正規則によって、制裁規則第3条（定義規定）にテーマ別制裁に関連する用語の定義を追加⁽²⁸⁾するとともに、第6A条が新たに設けられた（表2）。

表2 新設された制裁規則第6A条の主な内容

第6A条	制裁対象となるテーマ等	制裁対象者の扱い	
		個人又は組織	個人
第1項	大量破壊兵器の拡散 Proliferation of weapons of mass destruction	「制裁対象者又は組織」に指定	オーストラリアへの渡航・入国・滞在を禁止する目的で当該個人を告示
第2項 第3項	重大なサイバーインシデント Significant cyber incidents (第3項:外務大臣による「重大性」の判断基準を規定)		
第4項	深刻な人権侵害又は深刻な人権抑圧 Serious violations or serious abuses of human rights		
第5項 第6項	深刻な腐敗行為 Serious corruption (第6項:外務大臣による「深刻性」の判断基準を規定)		
第8項	第4項、第5項の「制裁対象者又は組織」に指定された者や告示された個人の近親者		
第9項	第4項、第5項の「制裁対象者又は組織」に指定された者や告示された個人の行為により金銭的利益を得た個人又は組織		

（注）第7項は、第1項、第2項、第4項及び第5項のテーマに掲げた行為の全部又は一部が、オーストラリア国外で行われたと外務大臣が認めた場合にのみ、「制裁対象者又は組織」の指定等が行われ得ることを規定する。
（出典）2011年自律的制裁規則を基に筆者作成。

なお、改正法や改正規則による改正は行われなかったが、「制裁対象者又は組織」に指定された者への制裁措置及び禁止行為を行った者への刑事罰は次のとおりである。

個人又は組織が「制裁対象者又は組織」に指定された場合には、その者に対して又はその者のために資産を利用可能とすることや、その者の資産を使用し、又は取引を行うことが禁止さ

(28) 追加された用語は、「腐敗行為（corruption）」、「贈収賄（bribery）」、「外国の公務員（foreign public official）」、「横領（misappropriation of property）」である。

れる（制裁規則第14条、第15条）。

禁止行為を行った個人は、有罪判決により、10年以下の拘禁、若しくは取引行為の価額の3倍の金額若しくは2,500ペナルティ・ユニット⁽²⁹⁾のうちの多い金額の罰金、又はこれらが併科される。法人の場合は、取引行為の価額の3倍又は10,000ペナルティ・ユニットのうちの多い金額の罰金に処せられる（自律的制裁法第16条）。

II 2021年改正後の自律的制裁法の概要

1 構成

自律的制裁法は、全5章28か条から成る⁽³⁰⁾。その構成は、第1章「総則」（第1条～第9条）、第2章「制裁を規定するための規則」（第10条～第15条）、第3章「制裁に関する罪」（第16条、第17条）、第4章「制裁に関する情報」（第18条～第27条）、第5章「雑則」（第28条）である。

2 概要

(1) 第1章 総則

自律的制裁の二つの類型（国別制裁、テーマ別制裁）を規定する（第3条）。制裁対象となる「テーマ」は、①大量破壊兵器の拡散、②国際的な平和及び安全に対する脅威、③悪意のあるサイバー活動、④深刻な人権侵害又は深刻な人権抑圧、⑤深刻な腐敗行為を含む、良い統治又は法の支配を損なう活動、⑥国際人道法に対する深刻な違反行為である⁽³¹⁾。

③について、制裁規則第6A条第3項では、外務大臣が「重大なサイバーインシデント」であると判断する場合の基準として、発生したサイバーインシデントに次の行為が含まれているか考慮することができるとしている。(a) 基幹サービス又は重要インフラを破壊・機能低下・利用不能にした行為、(b) 人命を失わせ、又は失わせる深刻な危険を生じさせた行為、(c) 企業等に対する競争上の優位を得る目的で、知的財産や企業秘密等を窃取する行為、(d) 政府の活動や議会機能への妨害行為。

④について、制裁規則第6A条第4項は、個人の「生命に対する権利」、「拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けない権利」又は「奴隷若しくは隷属状態に置かれない権利又は強制労働に服することを要求されない権利」に対する侵害行為であるとする。

⑤について、「腐敗行為」とは、贈収賄又は財産の不正目的使用をいう（制裁規則第3条）。腐敗行為が「深刻」であるかを判断する際、外務大臣は、腐敗行為に関与した個人又は組織の地位・立場、行為の性質・程度・影響、行為が行われた状況等を考慮することができる（制裁規則第6A条第6項）。

(29) penalty unit. 1ペナルティ・ユニットは、2020年7月1日以降、222オーストラリアドル（2023年1月1日以降は275オーストラリアドル）。1オーストラリアドルは、約93.5円（令和4年12月分報告省令レート）。

(30) 自律的制裁法は、改正法により新規の条が追加されてないため（追加は項のみ）、改正前後で章数及び条数に変更はない。

(31) 自律的制裁法は六つのテーマを規定するが、制裁規則第6A条に掲げられているテーマは、①（第1項）、③（第2項、第3項）、④（第4項）及び⑤（第5項、第6項）の四つである。ただし、③及び⑤は文言を若干変更している。詳細は表2参照。

(2) 第2章 制裁を規定するための規則

第10条第1項は、総督が規則によって科すことのできる制裁措置の内容を規定する。なお、総督は、自律的制裁法が要求する規則を制定する権限を持つ（第5章第28条）。総督が個人又は組織に対し資産凍結等の制裁を科す規則を制定する場合には、外務大臣は、事前に当該規則案がオーストラリアと他国等との関係促進に資するものであると認める必要がある（同条第2項）。

第10条第4項～第6項は、テーマ別制裁の新設により追加された。規則に基づき、外務大臣が、個人又は組織に資産凍結等の制裁を科す委任立法⁽³²⁾を制定する場合には、事前に法務総裁（Attorney-General）⁽³³⁾と協議し、書面による同意を得なければならず、必要に応じて、他の関係大臣とも協議しなければならない（第10条第4項）。制裁措置の継続又は取消しの場合も同様である（同条第5項）。これは、テーマ別制裁が、国を特定せず、制裁対象者又は組織を指定するための検討範囲が広範にわたることから、その決定が、オーストラリア政府の外交政策と合致し、国益を損なうものでないことを関係大臣と検討する必要があるために設けられた⁽³⁴⁾。国別制裁には、このような協議要件は規定されていない。

(3) 第3章 制裁に関する罪

個人又は法人が、制裁法⁽³⁵⁾違反となる要件及び罰則を規定する（第16条）。個人が制裁法に反した場合、10年以下の拘禁若しくは罰金（違反となる取引行為の価額の3倍又は2,500ペナルティ・ユニットのうち金額の多い方）、又はその両方に、法人の場合は、罰金（違反行為となる取引行為の価額の3倍又は10,000ペナルティ・ユニットのうち金額の多い方）に処せられる（同条）。これらは、国連安保理決定に基づく制裁を規定した「1945年国連憲章法」に対する違反（同法第27条）の場合と同じ法定刑である。これは、自律的制裁法における大量破壊兵器の拡散や深刻な人権侵害等の行為が、国連制裁実施法違反と同等の重大性を持つものであり、厳罰に処する必要があると判断されたためである⁽³⁶⁾。

第17条は、制裁法の運用に関して虚偽又は誤解を招く情報を連邦政府機関に提供した者は、10年以下の拘禁、2,500ペナルティ・ユニットの罰金又はこれらの併科に処されることを規定する。「1945年国連憲章法」第28条にも同様の処罰規定が置かれている。

(32) 具体的には、後掲注(38)など。なお、「委任立法（legislative instrument）」とは、法律の委任に基づいて立法府（議会）以外の機関が法規を制定すること、又はこのようにして制定された法規をいう。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣、2016、p.32。

(33) 「法務総裁」とは、内閣の法律顧問であり、首相の助言に基づき総裁により任命される。通常は国務大臣の一人であり、政党政治家でもある。法曹資格を有することが求められる。

(34) Parliament of the Commonwealth of Australia Senate, *op.cit.*(3), p.4.

(35) 自律的制裁法第6条に規定される。具体的に、「制裁法（Sanction laws）」と規定されているのは、①2011年自律的制裁規則（第12条、第12A条、第13条、第13A条、第14条、第15条、第16条）、②1958年関税（輸出禁止）規則（第11条、第11A条、第11B条、第13E条）である（2022年11月18日現在）。Autonomous Sanctions (Sanction Law) Declaration 2012, section 3 and Schedule 1 Sanction Laws. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2012C00629>>

(36) Parliament of the Commonwealth of Australia House of Representatives, “Explanatory Memorandum: Autonomous Sanctions Bill 2010,” pp.6-7. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r4432_ems_d42c19f9-d848-401c-bdb8-c9c9c4950e03/upload_pdf/347302.pdf;fileType=application%2Fpdf>

(4) 第4章 制裁に関する情報

第18条～第20条は、法の運用に関連する情報へのアクセスと共有の促進を目的とする条文である。制裁法の執行と運用に責任を持つ指定連邦政府機関のCEOは、制裁法が遵守されているか否かを判断するため、合理的期間内に特定の情報又は文書を提供するよう要求することができる(第19条)⁽³⁷⁾。要求に従わない者は、12か月以下の拘禁に処される(第21条)。情報又は文書の提供により個人が有罪となるおそれがある場合も、要求された情報又は文書の提供を免れることはできない(第22条)。

(5) 第5章 雑則

総督の規則制定権を規定する(第28条)。

Ⅲ 自律的制裁法の適用

1 オーストラリアの制裁措置

オーストラリアが実施している制裁措置は、表3のとおりである。

表3 オーストラリアの制裁措置(2022年11月18日現在)

国連安保理決議に基づく制裁	自律的制裁
中央アフリカ共和国/コンゴ民主共和国/ギニアビサウ共和国/イラク共和国/アルカイダ及びISIL/レバノン共和国/マリ共和国/ソマリア連邦共和国/南スーダン共和国/スーダン共和国/タリバーン/イエメン共和国/テロリスト	旧ユーゴスラビア連邦共和国/ミャンマー連邦共和国/ロシア連邦・ウクライナ/ジンバブエ共和国
北朝鮮/イラン・イスラム共和国	リビア/シリア・アラブ共和国
	深刻な腐敗行為* / 深刻な人権侵害又は人権抑圧* / 重大なサイバーインシデント*

(注) *を付したものは、テーマ別制裁である。

(出典) “About sanctions: Two types of sanctions regimes.” Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade website <<https://www.dfat.gov.au/international-relations/security/sanctions/about-sanctions>> を基に筆者作成。

2 ウクライナ侵攻後に実施されたロシア関連の制裁措置

(1) テーマ別制裁

制裁規則第6A条に基づき、2022年3月29日、「2022年自律的制裁(個人及び組織の指定並びに個人の告示—テーマ別制裁)令」⁽³⁸⁾が制定(翌30日施行)された。これにより、2021年の自律的制裁法の改正後初めて、テーマ別制裁(「深刻な人権侵害又は深刻な人権抑圧」及び「深刻な腐敗行為」)が科され、制裁対象者の指定・告示が行われた。

指定・告示された制裁対象者は、人権侵害が25人、腐敗行為が14人である⁽³⁹⁾。この中には、

(37) この条文は、制裁法の執行・運用を確実にするため必要とする情報の提出を、連邦政府機関外に対しても要求することができる権限を指定連邦政府機関のCEOに与えたものである。Parliament of Australia Department of Parliamentary Services, *op.cit.*(14), p.14.

(38) Autonomous Sanctions (Designated Persons and Entities and Declared Persons—Thematic Sanctions) Instrument 2022, F2022L00411. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022L00411>>

(39) *ibid.*, Schedule 1 and Schedule 2. 指定・告示された制裁対象者は、全て個人である。具体的には、アレクサンドル・バストルイキン(Alexander Ivanovich Bastrykin)ロシア連邦捜査委員会委員長、ドミトリー・クリュエフ(Dmitry Vladislavovich Klyuev)ユニバーサル貯蓄銀行オーナー他。

2022年2月24日からのロシアによるウクライナ侵攻の関係者は含まれていない。指定・告示された者は全て、マグニツキー事件に関連して、「生命に対する権利」や「奴隷若しくは隷属状態に置かれない権利又は強制労働に服することを要求されない権利」への侵害が認定された者（制裁規則第6A条第4項）、及びマグニツキー氏が告発した汚職事件に関与した者（同規則同条第5項）である⁽⁴⁰⁾。

(2) 国別制裁

(i) 制裁規則の改正

ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、2022年2月24日、二つの改正規則が成立し、制裁規則の改正が行われた。

一つ目は、「2022年自律的制裁改正（ロシア）規則」⁽⁴¹⁾（同年2月24日登録、翌25日施行）である。この改正により、制裁規則第6条「国別の個人若しくは組織の指定又は個人の告示」の指定対象国、個人及び組織リストに「項目6A ロシア」を追加し、①ロシアにとって経済的若しくは戦略的に重要な活動に従事している（又は従事していたことがある）と外務大臣が認めた個人又は組織、②ロシア政府の大臣又は高官（現職又は元職）、③上記①又は②の近親者⁽⁴²⁾を制裁対象者に指定・告示できるようにした。

二つ目は、「2022年自律的制裁改正（ウクライナ地域）規則」⁽⁴³⁾（同年2月24日登録、3月28日施行）である。この改正により、制裁規則第3条「定義」の中に「ウクライナの指定地域」⁽⁴⁴⁾の定義を追加した。さらに、第3B条「ウクライナ地域の指定」を新たに追加し、委任立法により第3条の「規則第3B条により外務大臣が指定したウクライナの地域」を指定する権限を外務大臣に与えた。あわせて、制裁規則第4条、第4A条、第5条、第5C条の「クリミア」、「セヴァストポリ」を削除し、「ウクライナの指定地域」に置き換えた。この措置により、例えば「ウクライナの指定地域」からの全ての物品の輸入（制裁規則第4A条）や、同地域における石油、ガス、外務大臣が指定する鉱物資源の開発等（制裁規則第5C条）は禁止される。禁止行為を行った者は、個人の場合には拘禁又は罰金、法人の場合には罰金に処せられる⁽⁴⁵⁾。

(ii) 制裁対象者リスト

ロシアの軍事侵攻に関連する制裁対象者リストは、2014年のクリミア侵攻を機に定められた⁽⁴⁶⁾。2022年のウクライナ侵攻後、個人や団体の追加・削除のため、同リストは25回の改正

(40) “Explanatory Statement: Autonomous Sanctions Regulations 2011: Autonomous Sanctions (Designated Persons and Entities and Declared Persons – Thematic Sanctions) Instrument 2022,” p.2. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022L00411/Explanatory%20Statement/Text>>

(41) Autonomous Sanctions Amendment (Russia) Regulations 2022, F2022L00180. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022L00180>>

(42) 「近親者」とは、①配偶者、②子（成人）、③子（成人）の配偶者、④親、⑤兄弟姉妹、義理の兄弟姉妹（step-brother, step-sister）、⑥兄弟姉妹の配偶者、義理の兄弟姉妹の配偶者をいう（2011年自律的制裁規則第3条）。

(43) Autonomous Sanctions Amendment (Ukraine Regions) Regulations 2022, F2022L00179. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022L00179>>

(44) 「ウクライナの指定地域」とされたのは、(a) クリミア、(b) ドネツク、(c) ルハンスク、(d) セヴァストポリ、(e) 規則第3B条により外務大臣が指定したウクライナの地域である。

(45) 詳細は、I 3 (3) を参照。

(46) Autonomous Sanctions (Designated Persons and Entities and Declared Persons – Ukraine) List 2014, F2014L00745. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2014L0074>> 2014年6月19日施行。

が行われ⁽⁴⁷⁾、ウクライナの850人及び62団体、ロシアの192人及び52団体が指定されている⁽⁴⁸⁾。

おわりに

自律的制裁とは、「国際的に懸念のある状況において科される武力行使を伴わない措置」⁽⁴⁹⁾であり、政府が外交政策の一環として行うものである。2011年自律的制裁法の改正により、従来の「国別制裁」に加えて人権侵害等の「テーマ別制裁」を科すことが可能となった。これは、「国際的に懸念のある状況」がオーストラリア国外のどこで発生しても、柔軟かつ迅速に対応することを可能とし⁽⁵⁰⁾、また、必要に応じてオーストラリア以外の国と共同して適用することのできる裁量的手段であるとされる⁽⁵¹⁾。

2021年の自律的制裁法改正後、テーマ別制裁が科されたのは、マグニツキー事件の関与者のみとなっている。ロシアによるウクライナ侵攻という未曾有の事態を受けて、今後同法の適用が行われるのか、また、行われるとすればどのような形になるのかが注目される。

(うちうみ かずみ)

(47) 直近の改正は、2022年9月29日である。Autonomous Sanctions (Designated Persons and Entities and Declared Persons—Russia and Ukraine) Amendment (No. 21) Instrument 2022, F2022L01281. <<https://www.legislation.gov.au/Browse/Results/ByTitle/LegislativeInstruments/InForce/Au/0/0/amending>> 2022年9月29日登録、翌30日施行。Autonomous Sanctions (Designated Persons and Entities and Declared Persons) Amendment Instrumentのタイトルは、2022年2月26日に、「Ukraine」から「Russia and Ukraine」に変更されている。改正は、「Ukraine」の時に4回、「Russia and Ukraine」に変更後は21回、合計25回行われている。

(48) Autonomous Sanctions (Designated Persons and Entities and Declared Persons – Russia and Ukraine) List 2014, F2022C00968. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00968>> 2022年10月4日登録。

(49) Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade, *op.cit.*(3)

(50) “Explanatory Statement: Autonomous Sanctions Regulations 2011: Autonomous Sanctions (Designated Persons and Entities and Declared Persons – Thematic Sanctions) Instrument 2022,” *op.cit.*(40), p.1.

(51) “Explanatory Statement: Autonomous Sanctions Regulations 2011, Autonomous Sanctions Amendment (Ukraine Regions) Regulations 2022,” p.1. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022L00179/Explanatory%20Statement/Text>>

2011 年自律的制裁法

Autonomous Sanctions Act 2011, No.38, 2011

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課長 内海 和美訳

【目次】

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）
- 第 2 章 制裁を規定するための規則（第 10 条～第 15 条）
- 第 3 章 制裁に関する罪（第 16 条、第 17 条）
- 第 4 章 制裁に関する情報（第 18 条～第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条）
- <関連法令>
- 2011 年自律的制裁規則（抄）

オーストラリアの対外活動を促進するための制裁措置等に関して規定する法律

第 1 章 総則

第 1 条 略称

この法律は、「2011 年自律的制裁法」として引用することができる。

第 2 条 施行

この法律は、裁可を得た日の翌日に施行する。

第 3 条 この法律の目的

- (1) この法律の主な目的は、次に掲げる事項とする。
 - (a) 自律的制裁を規定すること。
 - (b) 自律的制裁（この法律又は他の連邦法のいずれに基づき適用されるかを問わず。）の執行 [enforcement] を規定すること。
 - (c) 自律的制裁（この法律又は他の連邦法のいずれに基づき適用されるかを問わず。）の運用 [administration] に関する情報の収集、提供 [flow] 及び利用を促進すること。

「国別制裁」

- (2) 前項の規定に限定されることなく、自律的制裁は、1 又は 2 以上の特定の外国に関する国際的関心事項を対象とすることができる。

* この翻訳は、Autonomous Sanctions Act 2011, No.38, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00581>> を訳出したものである。あわせて、関連法令として、2011 年自律的制裁規則（Autonomous Sanctions Regulations 2011, Select Legislative Instrument No.247, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2022C00269>>）第 6A 条を訳出した。法律本文でイタリックにより表記された箇所は、訳文では「」を補った。[] 内は原語の補記又は訳者による訳語の補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023 年 1 月 25 日である。

「テーマ別制裁」

(3) 第1項の規定に限定されることなく、自律的制裁は、次の1又は2以上の事項を対象とすることができる。

- (a) 大量破壊兵器の拡散
- (b) 国際的な平和及び安全に対する脅威
- (c) 悪意のあるサイバー活動
- (d) 深刻な人権侵害又は深刻な人権抑圧
- (e) 深刻な腐敗行為⁽¹⁾を含む、良い統治 [good governance] 又は法の支配を損なう活動
- (f) 国際人道法に対する深刻な違反行為

第4条 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「資産」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 有体物か無体物か、動産か不動産かを問わず、取得方法にかかわらずあらゆる種類の資産又はあらゆる種類の財産
 - (b) 当該資産又は財産に対する権限又は持分を証明するあらゆる形態（電子的又はデジタル形式を含む。）の法的文書又は証書
- 備考 b号で規定される文書及び証書の例には、銀行預金 [bank credits]、トラベラーズチェック、小切手、マネーオーダー、株式、有価証券、債券、債務証書、為替手形、信用状などがある。

「オーストラリア」は、地理的な意味で使用される場合には、外地準州を含む。

「自律的制裁」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (a) オーストラリア政府の方針に従い、次の1又は2以上の者に対し、直接的又は間接的に影響を与えることを意図した制裁
 - (i) 外国政府機関
 - (ii) 外国政府機関の職員
 - (iii) オーストラリア国外にいる、その他の個人又は組織
 - (b) 前号(i)、(ii)若しくは(iii)に規定される個人又は組織が、オーストラリア国外においてオーストラリア政府の方針に反する行為に関与することを直接又は間接に促進する、オーストラリア国内における、又はオーストラリアに関連する行為の禁止を伴う制裁
- 連邦政府機関の「CEO」とは、当該機関の最高責任者（いかなる名称であるかを問わず。）をいう。

「連邦政府機関」は、「2013年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法」⁽²⁾におけるものと同じ意味を有する。

「指定連邦政府機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (a) 「1945年国際連合憲章法」⁽³⁾に基づく指定連邦政府機関

(1) 自律的制裁法に定義はないが、自律的制裁規則では「贈収賄又は財産の不正目的使用」とされる。後掲注(22)

(2) Public Governance, Performance and Accountability Act 2013, No.123, 2013. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00269>>

(3) Charter of the United Nations Act 1945, No.32, 1945. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00518>>

(b) 第5条の委任立法⁽⁴⁾に規定される連邦政府機関

「外国政府機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (a) 外国政府又は外国の一部の政府
- (b) 外国政府の当局
- (c) 外国の一部の政府の当局

連邦政府機関の「職員」には、次に掲げる者を含むものとする。

- (a) 連邦政府機関のCEO
- (b) 連邦政府機関の被用者
- (c) 契約その他に基づき、連邦政府機関の権限を行使し、又は当該機関の義務若しくは職務を遂行するために連邦政府機関に雇用されたその他の者

「公的国際組織」の意味は、「刑法」⁽⁵⁾第70.1条で定めるところによる。

「制裁法」とは、第6条第1項の委任立法に規定される条項をいう。

「州又は準州の機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (a) 州又は準州
- (b) 州又は準州の当局

「上級裁判所」とは、オーストラリア連邦裁判所又は州若しくは準州の最高裁判所をいう。

第5条 連邦政府機関を指定連邦政府機関と規定する

大臣は、委任立法により、連邦政府機関を指定連邦政府機関と規定することができる。

第6条 条項を制裁法と規定する

- (1) この法律の主な目的を追求するに当たり、大臣は、委任立法により、連邦法の条項を制裁法として規定することができる⁽⁶⁾。
- (2) 大臣は、特定の状況に関する条項を規定することができる。

第7条 外地準州への拡張

この法律は、あらゆる外地準州に及ぶものとする。

第8条 国王に対する拘束

- (1) この法律は、国王⁽⁷⁾のいずれの能力についても拘束する。

(4) 「委任立法 (legislative instrument)」とは、法律の委任に基づいて立法府 (議会) 以外の機関が法規を制定すること、又はこのようにして制定された法規をいう。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣、2016, p.32. 連邦政府が制定する全ての委任立法は、Federal Register of Legislation <<https://www.legislation.gov.au/>> に登録されなければならない (2003年立法法 (後掲注(8)) 第15A条)、登録後、6議会日以内に連邦議会に提出することが義務付けられている (同法第38条)。提出後15議会日以内に、委任立法又はその条文の一部を不承認とする動議の通告が行われ、通告後さらに15議会日以内に当該動議が連邦議会において可決された場合等には、当該委任立法又はその条文の一部は無効となる (同法第42条)。等雄一郎「オーストラリア連邦議会の行政統制と議会予算局の新設」『外国の立法』No.255, 2013.3, pp.191-192. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8111653_po_02550011.pdf?contentNo=1>

(5) Criminal Code Act 1995, No.12, 1995, Schedule: The Criminal Code. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2022C00156>>

(6) 「制裁法 (Sanction laws)」と規定されているのは、① 2011年自律的制裁規則 (第12条、第12A条、第13条、第13A条、第14条、第15条、第16条)、② 1958年関税 (輸出禁止) 規則 (第11条、第11A条、第11B条、第13E条) である (2022年11月18日現在)。Autonomous Sanctions (Sanction Law) Declaration 2012, section 3 and Schedule 1 Sanction Laws. <<https://www.legislation.gov.au/Details/F2012C00629>>

(7) 「国王 (the Crown)」とは、国王個人ではなく、「国家」又は「政府」を意味する。また、「国王の能力 (Capacities of the Crown)」とは、立法、行政、司法、宗教、国際関係における「国王」の様々な機能を指す。David Torrance, "The Crown and the constitution," 11 January 2023, p.7. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8885/CBP-8885.pdf>>

(2) 国王は、この法律により、犯罪による訴追の責めを負わないものとする。

第9条 他の法律との関係

この法律は、他の連邦法が自律的制裁を規定するために運用され、又は自律的制裁に関して運用される限りにおいて、他の連邦法の運用を制限しない。

第2章 制裁を規定するための規則

第1節 規則の制定及びその効力

第10条 制裁に適用される規則

- (1) 規則には、次に掲げるいずれかの又は全ての事項に関する条項を定めることができる。
 - (a) (特定の目的のために、又はより一般的に) 個人又は組織に対する禁止事項 [proscription]
 - (b) 資産の使用、取引及び流動化の制限又は禁止
 - (c) 物品若しくはサービスの供給、販売若しくは移転の制限又は禁止
 - (d) 物品若しくはサービスの調達 of 制限又は禁止
 - (e) 規則を遵守した行為又は遵守したとされる行為に対する補償の条項
 - (f) b号に規定される制限又は禁止に関する規則により影響を受ける資産の所有者に対する補償の条項
- (2) 総督が、前項の適用に当たり規則を制定する前に、大臣は、当該規則案が次のいずれかに該当すると認めなければならない。
 - (a) オーストラリアと他国との関係又はオーストラリア国外の組織若しくは個人との関係を促進するものであること。
 - (b) その他オーストラリア国外の事項、事物又は関係を扱うものであること。
- (3) 「2003年立法法」⁽⁸⁾ 第14条第2項の規定にかかわらず、[第10条] 第1項の適用に当たり制定される規則は、現在有効な、若しくは随時存在する下位法令若しくはその他の書面に含まれるいずれかの事項を適用し、採用し、又は組み込むことにより、当該事項に関する条項を定めることができる。
- (4) 次に掲げる a号及び b号に該当する場合には、委任立法制定前に、次の c号及び d号に掲げる事項を行うものとする。
 - (a) 規則の条項に基づき、大臣が、1又は2以上の特定国を指すことなく個人又は組織に対する禁止事項に関し委任立法を制定する権限を持つとき。
 - (b) 当該条項に基づき、大臣が、1若しくは2以上の個人又は組織に対する禁止事項を定める委任立法の制定を意図するとき。
 - (c) 大臣は、法務総裁⁽⁹⁾と協議し、当該委任立法の制定について書面による同意を得なければならない。
 - (d) 大臣は、適切と認める他の大臣と協議しなければならない。
- (5) 次に掲げる a号及び b号に該当する場合には、他の委任立法制定前に、次の c号及び d号

(8) Legislation Act 2003, No.139, 2003. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00084>>

(9) 「法務総裁 (Attorney-General)」とは、内閣の法律顧問であり、首相の助言に基づき総裁により任命される。通常は国務大臣の一人であり、政党政治家でもある。法曹資格を有することが求められる。

に掲げる事項を行うものとする。

- (a) 前項による規則に基づき、大臣が、1若しくは2以上の特定国を指すことなく1若しくは2以上の個人又は組織に対する禁止事項を定める委任立法を制定したとき。
 - (b) 当該規則に基づき、大臣が、これらの個人若しくは組織のうちの1又は2以上に対する禁止事項の効果を継続し、又は当該禁止事項を取り消すために他の委任立法の制定を意図するとき。
 - (c) 大臣は、法務総裁と協議し、前号による委任立法の制定について書面による同意を得なければならない。
 - (d) 大臣は、適切と認める他の大臣と協議しなければならない。
- (6) 第4項による規則の条項に基づき、大臣が委任立法を制定する権限を持つ場合には、当該大臣は、当該規則に基づき、他の者にその権限を委任してはならない。

第11条 規則は域外にその効力を及ぼすことができる

- (1) 規則は、域外に効力が及ぶことを明記することができる。
- (2) 規則に明記された場合には、規則はこれに準じて効力を有し、本章第2節も同様とする。

第12条 この法律制定前の連邦法並びに州及び準州法に対する規則の効力

規則は、次に掲げる各号にかかわらず効力を有する。

- (a) 本条の施行前に制定された法律
- (b) 当該法律に基づき制定された下位法令（本条施行時又は施行後に制定された下位法令を含む。）
- (c) 州又は準州の法律
- (d) 州又は準州の法律に基づき作成された下位法令

第13条 事後に制定された法律は、本章又は規則のいずれも無効にするものとして解釈されない

- (1) 本条の施行時又は施行後に制定された法律は、次のいずれかに該当するものとして解釈されない。
 - (a) 本章又は規則の条項を改正し、若しくは廃止し、又はその他効果若しくは運用を変更するもの
 - (b) 本章又は規則の条項を改正し、若しくは廃止し、又はその他効果若しくは運用を変更する下位法令の制定を授権するもの
- (2) この法律、規則又はこの法律若しくは規則の特定条項にかかわらず、法律が効力を持つことを、当該法律又は当該法律に基づき制定された下位法令に明示的に規定される限り、前項の規定は、当該法律の解釈に影響を与えないものとする。

第2節 規則の施行

第14条 差止命令

- (1) ある者が、規則に違反する行為を行った、行っている、又は行うことを意図するとき、上級裁判所は、命令 [order] により、その者が当該行為を行うことを禁止する差止命令を発令することができる。

備考 規則違反行為は、第16条違反となる場合もある。

- (2) 差止命令は、法務総裁の申立てのみにより発令されるものとする。
- (3) 申立てがなされた場合には、裁判所は、第1項の規定が適用されると認めるか否かにかかわらず、当該訴訟当事者全員の同意により、差止命令を発令することができる。
- (4) 上級裁判所は、申立てを行う決定がなされるまでの間に、仮差止命令を発令することができる。
- (5) 裁判所は、仮差止命令を発令する条件として、法務総裁又は他の誰に対しても、損害賠償に関する保証を与えることを要求してはならない。
- (6) 裁判所は、発令した差止命令を取り消し、又は変更することができる。
- (7) [裁判所は、]ある者が行為を行うことを禁止する差止命令を発令し、又は変更する権限を、次の各号にかかわらず、行使することができる。
 - (a) その者が、再びそのような行為を行う、又は行い続ける意思を持つと、裁判所が認定するか否か
 - (b) その者が、過去にそのような行為を行ったことがあるか否か

第15条 無効となる認可

規則に基づき与えられた認可（いかなる種類の認可であるかを問わず。）は、当該認可の申請に含まれる情報又は当該申請に添付される情報若しくは文書が、次のいずれかに該当する場合には、[認可が]与えられなかったものとみなされる。

- (a) 重要事項において、虚偽又は誤解を招くものであるとき。
- (b) もしそれがなければ、当該情報若しくは文書が重要事項において誤解を招くことになる、いずれの事項又は事物をも省略しているとき。

事例 認可の例としては、免許、許可、同意又は承認がある。

第3章 制裁に関する罪

第16条 罪一制裁法違反

「個人」

- (1) 個人が、次に掲げる事項に該当する場合には、当該個人は罪を犯したものとする。
 - (a) 当該個人が、行為を行ったとき。
 - (b) 当該行為が、制裁法に違反したとき。
- (2) 個人が、次に掲げる事項に該当する場合には、当該個人は罪を犯したものとする。
 - (a) 当該個人が、行為を行ったとき。
 - (b) 当該行為が、制裁法に基づく認可（いかなる種類の認可であるかを問わず。）の条件に違反したとき。

事例 認可の例としては、免許、許可、同意又は承認がある。
- (3) 第1項又は第2項に違反する犯罪について、有罪判決により、10年以下の拘禁、第4項に基づき算定される金額を超過しない罰金、又はこれらの併科に処する。
- (4) 第3項の適用に当たり、同項による金額は、次のいずれかに掲げるものとする。
 - (a) 同項による違反行為が、一つ又は複数の取引行為を含み、裁判所がその価額を決定することができる場合—次の(i)又は(ii)のうち金額の多いものとする。
 - (i) 一つ又は複数の取引行為の価額の3倍 [の金額]

(ii) 2,500 ペナルティ・ユニット⁽¹⁰⁾

(b) その他の場合—2,500 ペナルティ・ユニット

「法人」

(5) 法人が、次に掲げる事項に該当する場合には、当該法人は罪を犯したものとする。

(a) 当該法人が、行為を行ったとき。

(b) 当該行為が、制裁法に違反したとき。

(6) 法人が、次に掲げる事項に該当する場合には、当該法人は罪を犯したものとする。

(a) 当該法人が、行為を行ったとき。

(b) 当該行為が、制裁法に基づく認可（いかなる種類の認可であるかを問わず。）の条件に違反したとき。

事例 認可の例としては、免許、許可、同意又は承認がある。

(7) 前項による法人が、第5項又は第6項の規定に違反することを避けるため、合理的予防措置を講じ、かつデュー・ディリジェンス⁽¹¹⁾を行ったことを証明した場合には、第5項又は第6項の規定は適用されない。

備考 法人は、第7項の事項に関し、説得責任⁽¹²⁾を負う（「刑法」第13.4条⁽¹³⁾参照）。

(8) 第5項又は第6項に違反する犯罪は、厳格責任⁽¹⁴⁾犯罪である。

備考 厳格責任については、「刑法」第6.1条⁽¹⁵⁾を参照。

(9) 第5項又は第6項に違反する犯罪について、有罪判決により、次のいずれかの金額を超過しない罰金に処する。

(a) 同項による違反行為が、一つ又は複数の取引行為を含み、裁判所がその価額を決定することができる場合—次の(i)又は(ii)のうち金額の多いものとする。

(i) 一つ又は複数の取引行為の価額の3倍 [の金額]

(ii) 10,000 ペナルティ・ユニット

(b) その他の場合—10,000 ペナルティ・ユニット

「定義」

(10) 本条において、

「行為を行う」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(a) ある行動を行うこと。

(b) ある行動を行うのをやめること。

第17条 罪—制裁法に関連して提供された虚偽又は誤解を招く情報

(1) ある者が、次に掲げる事項に該当する場合には、その者は罪を犯したものとする。

(10) penalty unit. 1ペナルティ・ユニットは、2023年1月1日以降、275オーストラリアドル。1オーストラリアドルは、約91.1円（令和5年2月分報告省令レート）。

(11) 「デュー・ディリジェンス (due diligence)」とは、法が要求しているものあるいは義務を果たそうとしている人が払うものと期待するのが相当の、あるいは通常そのような人により払われている注意（努力）をいう。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.347。

(12) 「説得責任 (legal burden)」とは、当事者が自らの主張事実について、事実認定者を納得させる責任をいう。burden of persuasion も同じ。同上、pp.128, 633。

(13) 被告人は、法律に明記された場合のみ説得責任を負うことを規定する。

(14) 「厳格責任 (strict liability)」とは、故意過失の犯罪の主観的要素の立証を要せずに、刑事的制裁を受ける責任をいう。無過失責任。小山編著 前掲注(11)、p.1075。

(15) 厳格責任犯罪の場合の事実誤認の抗弁等について規定する。

- (a) その者が、連邦政府機関に情報又は文書を提供したとき。
- (b) 当該情報又は文書が、制裁法の運用に関連して提供されたとき。
- (c) 当該情報又は文書が、次のいずれかに該当するとき。
 - (i) 虚偽又は誤解を招くものであること。
 - (ii) もしそれがなければ、当該情報若しくは文書が誤解を招くことになる、いずれの事項又は事物をも省略していること。

刑罰 10年の拘禁、2,500ペナルティ・ユニット又はこれらの併科

(2) ある者（「最初の者」）が、次に掲げる事項に該当する場合には、その者は罪を犯したものとす。

- (a) 最初の者が、他者に情報又は文書を提供したとき。
- (b) 最初の者が、当該他者又は他の誰かが、制裁法の運用に関連して連邦政府機関に当該情報又は文書を提供するか否かに対して著しく注意を欠くとき。
- (c) 当該情報又は文書が、次のいずれかに該当するとき。
 - (i) 虚偽又は誤解を招くものであること。
 - (ii) もしそれがなければ、当該情報若しくは文書が誤解を招くことになる、いずれの事項又は事物をも省略していること。

刑罰 10年の拘禁、2,500ペナルティ・ユニット又はこれらの併科

(3) 第1項又は第2項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用されない。

- (a) 第1項c号(i)又は第2項c号(i)の結果、同項に規定する情報又は文書が、重要事項において虚偽又は誤解を招く恐れがないとき。
- (b) 第1項c号(ii)又は第2項c号(ii)の結果、もしそれがなければ、同項に規定する情報又は文書が重要事項において誤解を招くことになる、いずれの事項又は事物をも省略しなかったとき。

備考 被告人は、第3項の事項に関して証拠提出責任を負う（「刑法」第13.3条第3項⁽¹⁶⁾参照）。

「犯罪の地理的適用」

(4) 「刑法」第15.1条（地理的管轄権の拡張—カテゴリーA）⁽¹⁷⁾の規定は、第1項又は第2項に違反する犯罪に適用される。

第4章 制裁に関する情報

第18条 連邦政府機関のCEOは、指定連邦政府機関のCEOの求めに応じ、情報又は文書を提供することができる

- (1) 指定連邦政府機関のCEO（「指定CEO」）は、連邦政府機関のCEO（「被請求CEO」）に対し、制裁法の運用に直接関連する目的のために、特定の情報又は文書を指定CEOに提供するよう請求することができる。
- (2) 被請求CEOは、連邦、州又は準州の他のいかなる法律にかかわらず、前項による請求に応じることができる。

(16) 被告人が、証拠提出責任を負う場合について規定する。

(17) オーストラリア国外で発生した犯罪行為に対して連邦法が適用される場合について規定する。

第19条 情報又は文書の提供を請求する権限

- (1) 指定連邦政府機関のCEOは、制裁法が遵守されたか、又は遵守されているかを確認する目的で、ある者に対し、次の各号のいずれか又は両方を行うことを請求するための書面による通知を発することができる。
- (a) 当該CEOに対し、当該通知に記載された種類の情報を、同通知に記載された時間及び方法又は形態で提供すること。
- (b) 当該CEOに対し、当該通知に記載された種類の文書を、同通知に記載された時間及び方法で提供すること。
- (2) 前項による者は、連邦、州又は準州の他のいかなる法律にかかわらず、同項による通知を遵守しなければならない。
- (3) 第1項による通知に記載された時間は、合理的なものでなければならない。
- (4) 第1項による者は、同項による通知に記載された時間より前に、同項によるCEOに対し、同項による情報又は文書が提供されなければならない時間を延長するよう請求することができる。
- (5) 第1項によるCEOは、同項による者に発した書面による通知により、同項に基づく通知を変更し、同項による情報又は文書が提供されなければならない時間を遅くすることができる。
- (6) 前項の規定は、第1項に基づく通知に関し、「1901年制定法解釈法」⁽¹⁸⁾第33条第3項の適用を制限するものではない。
- 備考 「1901年制定法解釈法」第33条第3項は、委任立法の取消し、修正等を規定する。
- (7) 第1項の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用されない。
- (a) 同項による者が、連邦又は連邦政府機関であるとき。
- (b) 同項による者が、次のいずれにも該当する場合。
- (i) 連邦政府機関の職員である者又は過去に職員であった者
- (ii) 連邦政府機関の職員として、その職務を遂行する過程で、同項による情報若しくは文書を取得し、又は作成した者

第20条 宣誓により提供されるよう請求された情報

第18条によるCEOは、同条による情報が真実であるとする宣誓若しくは確約により当該情報が正しいと確認され、又は提供されることを請求することができる。

第21条 請求事項不遵守の罪

- (1) ある者が、次に掲げる事項に該当する場合には、その者は罪を犯したものとする。
- (a) その者が、第19条に基づく通知を発せられたとき。
- (b) その者が、当該通知を遵守しないとき。
- 刑罰 12か月の拘禁
- (2) 「刑法」第15.1条（地理的管轄権の拡張—カテゴリーA）の規定は、前項に違反する犯罪に適用される。

第22条 自己負罪⁽¹⁹⁾は免責されない

- (1) 個人は、第19条に基づく情報又は文書の提供により、当該個人が有罪となるおそれがある

(18) Acts Interpretation Act 1901, No.2, 1901. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00028>>

(19) 「自己負罪 (self-incrimination)」とは、自己に刑事責任を負わせるような供述をすることをいう。小山編著 前掲注(11), p.1009.

ること、その他当該個人が刑罰若しくは他の責任を負う可能性があることを理由として、当該情報又は文書の提供を免除されない。

(2) ただし、提供された情報及び文書の提供は、次のいずれかに該当する犯罪に対する訴訟以外、いかなる刑事訴訟又は前項による個人に刑罰を科すこととなるいかなる訴訟においても、当該個人に対する証拠として採用されない。

(a) 第 17 条（制裁法に関連して提供された虚偽又は誤解を招く情報）

(b) 第 21 条（情報又は文書の提供請求の不遵守）

第 23 条 CEO は文書の写しを取ることができる

ある者が、第 19 条に基づき指定連邦政府機関の CEO に文書を提出する場合には、当該 CEO は、次に掲げるとおりとする。

(a) 当該文書の写しを取り、保管することができる。

(b) 当該文書を合理的期間内にその者に返却しなければならない。

第 24 条 情報及び文書の更なる開示及び利用

「組織内における情報等の開示及び利用」

(1) 指定連邦政府機関の職員は、制裁法の運用に関連する目的のために、次のいずれかを行うことができる。

(a) いずれかの情報若しくは文書の写しを取り、記録を作成し、又は利用すること。

(b) 当該組織の他の職員に対し、いずれかの情報を開示し、又はいずれかの文書を提供すること。

「組織外への開示」

(2) 指定連邦政府機関の CEO は、制裁法の運用に関連する目的のために、次に掲げるいずれかの者に対し、いずれかの情報を開示し、又はいずれかの文書を提供することができる。

(a) 連邦、州又は準州の大臣

(b) 他の連邦政府機関の CEO

(c) 州又は準州の政府機関

(d) 外国政府機関

(e) 公的国際組織

(f) 第 3 項に基づく委任立法に規定された個人又は組織

(3) 大臣は、委任立法により、前項 f 号の適用に当たり、個人又は組織を規定することができる。

(4) 指定連邦政府機関の CEO は、第 2 項に基づく情報の開示を受ける者が、当該 CEO の同意なく他のいかなる者にも当該情報を開示しないことを当該 CEO が認めた場合のみ、当該情報の開示を行うことができる。

(5) 第 2 項の規定は、第 4 項の規定に従うことを条件に効力を有する。

「他の法律との関係」

(6) 第 1 項及び第 2 項の規定は、次に掲げる法律にかかわらず適用される。

(a) 本条以外の連邦法

(b) 州又は準州の法律

第 25 条 責任の免除

(1) 第 18 条、第 19 条、第 23 条若しくは第 24 条に基づく情報若しくは文書を、善意により

提供し、開示し、写しを取り、記録を作成し、又は利用する者は、次のいずれにおいても責任を負わない。

- (a) 当該行為のために他の法律に違反したことに対する訴訟
 - (b) 当該行為のために他の個人又は組織が受けたいかなる種類の損失、損害又は毀損に対する民事訴訟
- (2) 前項の規定は、同項による者が、同項による情報又は文書により明らかとなったその者の行為に対する訴訟について責任を負うことを妨げない。

第 26 条 記録又は文書の保存

- (1) 制裁法に基づく認可（いかなる種類の認可であるかを問わず。）を申請する者は、次のいずれかに該当する日から 5 年間、当該申請に関連するいずれの記録又は文書をも保存しなければならない。
- (a) 当該認可が与えられたとき—当該認可に関連する行為が行われた最後の日
 - (b) 当該認可が与えられなかったとき—当該申請がなされた日
- 事例 認可の例としては、免許、許可、同意又は承認がある。
- (2) 制裁法に基づき認可（いかなる種類の認可であるかを問わず。）を与えられた者は、その者の当該認可の対象となる条件の遵守に関するいずれの記録又は文書をも、認可に関連する行為が行われた最後の日から 5 年間保存しなければならない。

備考 ある者が、本条に基づき保存することを求められる記録又は文書を第 19 条に基づき提供しなかった場合には、その者は罪を犯したものとなる可能性がある（第 21 条参照）。

第 27 条 委任

- (1) 連邦政府機関の CEO は、書面による下位法令 [written instrument] により、本章に基づく全て若しくは一部の権限又は職務を、次のいずれかの者に委任することができる。
- (a) 当該機関の連邦公務員上級管理職者⁽²⁰⁾又は連邦公務員上級管理職者代理
 - (b) 連邦公務員上級管理職と同等の職位にある、当該機関の被用者
- (2) 前項に基づき委任された権限の行使又は職務の遂行において、委任を受けた者は、当該 CEO のいかなる指示をも遵守しなければならない。

第 5 章 雑則

第 28 条 規則

総督は、次の事項を規定する規則を制定することができる。

- (a) この法律により、規定することが要求され、又は許可されるもの。
- (b) この法律を施行するため、若しくは効果的に運用するために規定することが必要なもの又は有用なもの。

(20) SES (Senior Executive Service) employee. 1999 年国家公務員法 (Public Service Act 1999, No.147, 1999. <<https://www.legislation.gov.au/Details/C2019C00057>>) 第 35 条に、連邦公務員上級管理職者の役割として、高度な水準の専門知識の提供、政策的提言、管理的業務等を行い、公共サービス全般にわたる最高品質の戦略的リーダーシップを提供すること等が規定されている。

2011 年自律的制裁規則（抄）

第 6A 条 テーマ別の個人若しくは組織の指定又は個人の告示

「大量破壊兵器の拡散」

(1) 法⁽²¹⁾第 10 条第 1 項 a 号の適用については、大臣は、委任立法により、次の各号のいずれか又は両方を行うことができる。

(a) 当該大臣が、個人又は組織が大量破壊兵器の拡散に関与していると認める場合には、当該個人又は組織を「制裁対象者又は組織」[designated person or entity] に指定すること。

(b) 当該大臣が、個人が大量破壊兵器の拡散に関与していると認める場合には、オーストラリアへの渡航、入国又は滞在を禁止する目的で、当該個人を告示すること。

「重大なサイバーインシデント」

(2) 法第 10 条第 1 項 a 号の適用については、大臣は、委任立法により、次の各号のいずれか又は両方を行うことができる。

(a) 当該大臣が、個人又は組織が次のいずれかに該当すると認める場合には、当該個人又は組織を「制裁対象者又は組織」に指定すること。

(i) 重大なサイバーインシデントを発生させた、又は発生させようとしたとき。

(ii) 重大なサイバーインシデントを発生させること、又は発生させようとするをほう助したとき。

(iii) その他、重大なサイバーインシデントを発生させること、又は発生させようとするを共謀したとき。

(b) 当該大臣が、個人が次のいずれかに該当すると認める場合には、オーストラリアへの渡航、入国又は滞在を禁止する目的で、当該個人を告示すること。

(i) 重大なサイバーインシデントを発生させた、又は発生させようとしたとき。

(ii) 重大なサイバーインシデントを発生させること、又は発生させようとするをほう助したとき。

(iii) その他、重大なサイバーインシデントを発生させること、又は発生させようとするを共謀したとき。

(3) 本条及び〔本規則〕第 9 条の適用においては、大臣が、サイバーインシデントが重大であった、又は重大であり得たと認めるか否かを決定する場合には、当該大臣は次の事項を考慮することができる。

(a) 前項による個人又は組織の行為が悪質であったか否か。

(b) 既に発生したサイバーインシデントの場合—当該インシデントに次の行為のいずれかが含まれていたか否か。

(i) 基幹サービス又は重要インフラを破壊し、機能を低下させ又は利用不能にした行為

(ii) 人命を失わせた、又は人命を失わせる深刻な危険を生じさせた行為

(iii) 事業体又は商業部門の競争上の優位を得る目的で、知的財産、企業秘密又は機密事

(21) 2011 年自律的制裁法をいう（2011 年自律的制裁規則第 3 条）。

業情報を窃取する行為

(iv) 政治的若しくは政府活動、政治的権利若しくは義務の行使、又は議会の機能若しくは運営を妨害する行為

(c) サイバーインシデントが企てられたがまだ発生していない場合—当該インシデントが発生していれば、前号 (i) から (iv) までに掲げられた事項の 1 又は 2 以上を含んでいたことが合理的に予想されると当該大臣が認めるか否か。

(d) 当該大臣が関連すると考えるその他の事項

「深刻な人権侵害又は深刻な人権抑圧」

(4) 法第 10 条第 1 項 a 号の適用については、大臣は、委任立法により、次の各号のいずれか又は両方を行うことができる。

(a) 当該大臣が、個人又は組織が次のいずれかの個人の権利に対する深刻な侵害又は深刻な抑圧をもたらす行為を行い、責任を持ち又は共謀したと認める場合には、当該個人又は組織を「制裁対象者又は組織」に指定すること。

(i) 生命に対する権利

(ii) 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けない権利

(iii) 奴隷若しくは隷属状態に置かれない権利又は強制労働に服することを要求されない権利

(b) 当該大臣が、個人が次のいずれかの個人の権利に対する深刻な侵害又は深刻な抑圧をもたらす行為を行い、責任を持ち又は共謀したと認める場合には、オーストラリアへの渡航、入国又は滞在を禁止する目的で、当該個人を告示すること。

(i) 生命に対する権利

(ii) 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けない権利

(iii) 奴隷若しくは隷属状態に置かれない権利又は強制労働に服することを要求されない権利

「深刻な腐敗行為」⁽²²⁾

(5) 法第 10 条第 1 項 a 号の適用については、大臣は、委任立法により、次の各号のいずれか又は両方を行うことができる。

(a) 当該大臣が、個人又は組織が深刻な腐敗行為を行い、責任を持ち又は共謀したと認める場合には、当該個人又は組織を「制裁対象者又は組織」に指定すること。

(b) 当該大臣が、個人が深刻な腐敗行為を行い、責任を持ち又は共謀したと認める場合には、オーストラリアへの渡航、入国又は滞在を禁止する目的で、当該個人を告示すること。

(6) 本条及び〔本規則〕第 9 条⁽²³⁾の適用については、大臣が、腐敗行為が深刻であると認めるか否かを決定する場合には、当該大臣は次の事項を考慮することができる。

(a) 前項による個人若しくは組織の地位又は立場

(b) 前項による個人又は組織の行為の性質、程度及び影響

(22) 「腐敗行為 (corruption)」とは、贈収賄又は財産の不正目的使用をいう (2011 年自律的制裁規則第 3 条)。

(23) 自律的制裁規則第 6 条、第 6A 条、第 7 条、第 8 条に基づく「制裁対象者又は組織」への指定、又は同規則第 6 条、第 6A 条に基づく個人の告示の有効期間について定めている。

- (c) 当該行為が行われた状況
- (d) 当該大臣が関連すると考えるその他の事項

「全部又は一部がオーストラリア国外で行われた行為」

(7) 大臣が、関連する個人若しくは組織の行為の全部又は一部がオーストラリア国外で行われたと認めた場合を除き、第1項、第2項、第4項若しくは第5項に基づく指定又は告示を行ってはならない。

「近親者」⁽²⁴⁾

(8) 法第10条第1項a号の適用については、大臣は、委任立法により、次の各号のいずれか又は両方を行うことができる。

- (a) 当該大臣が、個人が第4項a号又は第5項a号に基づき指定対象となる者の近親者であると認める場合には、当該個人を「**制裁対象者又は組織**」に指定すること。
- (b) 当該大臣が、個人が第4項b号又は第5項b号に基づき告示対象となる者の近親者であると認める場合には、オーストラリアへの渡航、入国又は滞在を禁止する目的で、当該個人を告示すること。

「金銭的若しくは他の利益を得る個人又は組織」

(9) 法第10条第1項a号の適用については、大臣は、委任立法により、次の各号のいずれか又は両方を行うことができる。

- (a) 当該大臣が、第4項a号又は第5項a号に基づき指定対象となる他の個人又は組織の行為（当該行為は、第4項a号又は第5項a号に規定される行為である。）の結果として、個人又は組織が金銭的又は他の利益を得たと認める場合には、当該個人又は組織を「**制裁対象者又は組織**」に指定すること。
- (b) 当該大臣が、第4項b号又は第5項b号に基づき告示対象となる他の個人の行為（当該行為は、第4項b号又は第5項b号に規定される行為である。）の結果として、個人が金銭的又は他の利益を得たと認める場合には、オーストラリアへの渡航、入国又は滞在を禁止する目的で、当該個人を告示すること。

(うちうみ かずみ)

(24) 「近親者 (immediate family members)」とは、①配偶者、②子 (成人)、③子 (成人) の配偶者、④親、⑤兄弟姉妹、義理の兄弟姉妹 (step-brother, step-sister)、⑥兄弟姉妹の配偶者、義理の兄弟姉妹の配偶者をいう (2011年自律的制裁規則第3条)。